

上野原市空家等除却費補助金の概要について

目的

適切に管理が行われていない空家等は、防災、衛生、景観等の面において、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼし、市民の安全・安心の確保並びに、その生活環境の保全及び景観の改善等を図るため、不良空家等の解体を促進することを目的とする。

補助対象空家等

市内に存する個人が所有する住宅(店舗併用住宅を含む。)のうち、住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅であり、※一定の要件を全て満たすもの

補助対象者

市税等の滞納がない個人で次の①・②の条件を満たし、ア・イに該当しない者

- ①補助対象空家等の所有者又は納税義務者等
- ②暴力団員等でない者

ア 補助対象空家等が共有である場合又は所有者以外の権利の設定がある場合において、当該共有者又はその他権利を有する者から補助対象空家等の除却について同意を得られない者

イ 借地に所在する空き家にあつては、当該借地の所有者又はその相続人から除却についての同意を得られない者

補助額

【予算の範囲内】

補助対象工事に要する経費の2分の1の額(1,000円未満切捨)とし、50万円を限度とする。

補助対象工事

補助対象者が発注する補助対象空家等の除却に係るもので、建設業法に係る許可又は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の登録を受けた市内施工業者が請け負う工事

◆対象外となる工事◆

- ・補助金交付決定前に着手した除却
- ・他の制度による補助金等の交付を受けようとする除却
- ・補助対象空家等の一部のみを対象とする除却
- ・家財道具、機械及び車両等動産の除却
- ・舗装、浄化槽等の地下埋設物の除却 等

※一定の要件

【住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅であることが大前提】

- ・所有権以外の権利が登記されていないもの
- ・公共事業等の補償の対象となっていないもの
- ・空家法第2条第2項の規定による特定空家等でないもの
- ・店舗併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であり、住宅部分以外の部分が店舗又は事務所として利用されていないこと